

御社の組織活力・生産性 UP を促進する

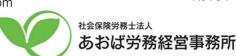
あおば新聞



〒364-0035 埼玉県北本市西高尾 6-6-1 e-mail: mado@aobaroumuoffice.com

TEL: 048-592-0475 FAX: 048-592-0590

編集長: 栗原 翼 局長: 田島 智 社主: 阿久津 渉



■ 今後の感染拡大を見越して ■

従業員が新型コロナウイルス感染症にかかったら・・・感染した可能性があったら・・・

今後の感染拡大の可能性を見据えて、会社としてのルールを事前に決めておくことで、いざという時に備えることができます。例えば、下表の2~⑤については法律上の決まりがありませんので、ここを想定してルールを決めてみてはいかがでしょうか。下表はサンプルですが、これを参考にして、全社としての対応方針をご検討いただければと思います。

こんな場合	対応内容	休むこととなった場合の、 給与支払い等お金に関すること
①従業員が新型コロナウ イルスに感染	感染症法第 18 条により 就業制限(出勤停止など)	法令上の給与支払い義務なし 通常の病気欠勤と同じ。年次有給休暇、会社独自の病 気休暇肺度、傷病手当金の利用が考えられる。 場合により労災休業補償が対象となる。
②従業員が濃厚接触者と なった	保健所の指示に従い検査を受け、陽性であれば①の対応。陰性の場合でも 14 日間の出勤停止のうえ健康観察とするという方針が厚生労働省から示されている。以上から、法令上の決まりはないが出勤停止もしくは在宅勤務が望ましい。	【会社判断による休業】 休業手当の支払いが必要。または、年次有給休暇の利用を推奨するなどが考えられる。 【自主的な休業】 休業手当の支払いの義務なし。通常の欠勤と同じ。 年次有給休暇の利用などが考えられる。
3同居の家族等が新型コロナウイルスに感染	法令上の決まりはないが、出勤停止もしくは在宅勤務での健康観察が望ましい。濃厚接触者となった場合には、②の対応。	②と同様
④発熱や風邪症状等、従 業員の体調に思わしく ない点がある	法令上の決まりはないが、出勤停止もしくは在宅勤務での健康観察が望ましい。(厚生労働省公表資料より)	【会社判断による休業】休業手当の支払いが必要。または、年次有給休暇の利用を推奨、会社独自の病気休暇等制度の利用などが考えられる。 【自主的な休業】休業手当の支払いの義務なし。通常の病気欠勤と同じ。年次有給休暇、会社独自の病気休暇等制度の利用が考えられる。
⑤海外からの帰国者と同 居する場合	法令上の決まりはない。待機期間中、従業員は生活の中で、入国者本人との接触を避けて過ごす等自身の健康管理に努める。また、帰国者が陽性となった場合には、③の対応。	②と同様

ご不明点等ございましたら、あおば事務所まで、お気軽にお問い合わせください。

注目

■ 雇用調整助成金の特例措置が延長されました ■

雇用調整助成金の特例措置として、令和2年9月30日まで緊急対応期間の対象となっておりましたが、

この度、令和2年12月31日まで延長されることが、決定・公表されました。

そのため、助成率及び要件緩和については、引き続き、令和2年12月31日まで現行の特例措置が継続となります。

雇用調整助成金の申請については、支給対象期間の末日から2ヶ月以内に申請する必要がありますので、ご注意ください。

■ 地域別最低賃金の確定

先月お知らせした最低賃金について、**埼玉県は928 円**で確定いたしました。10月1日以降分の賃金から変更をお願いいたします。(東京:1,013円/茨城:851円/群馬:837円/栃木:854円/神奈川:1,012円)

賃金を変更した方で社会保険に加入している方について、基本給、日給・時給単価等の変更があった場合は、給与変更連絡票の送付もあわせてお願いいたします。(あおばに手続依頼をしている顧問先様)

■ 社会保険料変更のお知らせ

この時期は、社会保険料変更の時期となります。社会保険料は、その年の4~6月支給の報酬を元に徴収額が9月に決定されますが、給与計算で社会保険料を変更するタイミングは、原則として『10月に支払われる給与』からとなります。(ただし、会社独自に社会保険料控除のタイミングを変更している場合は除きます。)

■ 60歳以上の方の賃金低下時にはご連絡をお願いします ■

60歳になった際には、弊社より賃金低下の確認のご連絡をさせていただいておりますが、

60歳から65歳になるまでに、賃金の支払い額が下がった場合については、あおば事務所までご連絡ください。 その方が、社会保険・雇用保険に加入している場合には、お手続きが必要となるケースがございます。

■ 被扶養者状況リストを協会けんぽに返送されましたか? ■

提出期限は11月30日となっております。

まだ提出していない事業主様におかれましては速やかに協会けんぽへご返送いただくとともに、控え書類をあおば事務所に FAX または e-mail でお送りください。(健康保険組合に加入している会社はその組合の取り決めによります。)